

**奈良県新型コロナウイルス感染防止対策施設支援補助金交付要綱  
に係る質疑応答集（補助金用 令和3年5月28日版）**

**1 申請手続き等について**

（問－１）まだ「新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」の認定を受けていないが、補助金の申請は可能か。

当補助金は「新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」の認定を受けた、あるいは受ける予定の施設の事業者様に対して、その対策費用の一部を補助する制度です。まずは認証のためのチェックリストで施設の状況を確認し、認証の申請手続きをお願いします。なお、認証制度と同時申請は可能です。

（問－２）補助金が交付されることの確約がなければ、感染対策をすることはできない。先に補助金申請することはできないか。

当補助金は「新型コロナウイルス感染防止対策施設認証制度」の認定を受けた、あるいは受ける予定の施設の事業者様に対して、その対策費用の一部を補助する制度です。先に補助金申請のみを受け付けることはできません。

（問－３）申請書等は持参できないのか。

コロナウイルス感染症対策の観点から、郵送に限ります。簡易書留又は書留での提出をお願いします。

（問－４）同一施設を複数の事業者で営んでいる。どの名前で申請すればよいか。

食品衛生法又は旅館業法の許可を受けた者でなければ申請できません。申請前に食品衛生法施行令及び旅館業法の営業許可証を確認してください。

（問－５）補助金申請したが、感染症対策が不完全だった場合、２回目の申請は可能か。

補助金申請は１施設につき１回のみであり、複数回の申請は受け付けません。

（問－６）宿泊施設内にてレストランを営んでいる。申請はどちらですればよいか。

飲食店と宿泊施設の許可を受けた者が同じであれば、宿泊施設の補助金として申請してください。テナント貸しのように事業者が違う場合は飲食店の補助金に申請してください。

（問－７）事業者の住所が県外であるが、申請可能か。

該当施設が県内にあって、認証に取り組んでいれば対象となります。

(問－8) 宿泊施設を経営しているが、館内図がない。申請できないのか。

既存の館内図がなくても、部屋の数が分かる図面を書いてもらえれば申請可能です。

(問－9) 複数の店舗を県内に所有している。それぞれで申請は可能か。

申請は許可施設ごとに可能です。

(問－10) インターネット銀行を振込口座にしたい場合、通帳の写しはどうすればいいか。

次の情報が表示された部分を印刷して提出してください。

必要な情報：金融機関・支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（漢字・カナ）

(問－11) インターネットで購入したため、領収書がない。他の書類で代替できないか。

購入した証明となるものがあれば可能です。申請者が購入したことが分かる取引画面のコピー及び、クレジットカード利用明細書の写し等で代替できます。

(問－12) 商工会で各事業所の必要分をとりまとめて申請、購入したものを配布することは可能か。

申請及び交付は事業者へ個別に行うため、とりまとめによる申請は不可能です。

## 2 補助対象経費について

(問－13) 他の補助金との併用は可能か。

補助金の対象となる経費として算定はしませんが、原則として、県を除く他の団体の補助金と併用することが可能です。ただし、例外として宿泊施設の事業者は国の他の補助金と併用することができません。

(問－14) 宿泊施設の事業者が、既に国の他補助金を申請している場合は、国等への申請を取り下げれば、当補助金の補助対象となるか。

県に申請頂いた時点で、他補助金への申請の取り下げが完了している、もしくは取り下げ申請中であることが確認できれば、補助対象となります。

(問－15) 感染症予防ガイドラインとはどれのことを指すのか。

内閣府が公表した「業種別ガイドライン」の中から、申請施設に関するガイドラインを確認してください。

(問-16) コロナ禍により、休業しているが補助の対象となるか。

申請時休業中であっても、再開に向けてコロナ対策を実施するための費用として申請可能です。

(問-17) 工事を行いたいが、間接費や付帯工事費も対象となるか。

感染症対策を目的とした工事に一体不可分な費用であれば可能です。

(問-18) 老朽化した設備を更新したい。対象となるか。

当補助金は、感染症対策のための機能向上や、宿泊施設の新たな需要に対応するための取組に要する経費を対象経費としています。単純な経年劣化による更新は対象外です。

(問-19) 交付決定前に購入済みのものは対象か。

令和3年4月1日以降に購入し、支払いを完了したものであれば含みます。

(問-20) 補助対象経費に消費税は含めてもいいか。

消費税は 補助対象外です。(補助対象経費には含みません。)

なお、領収書等に消費税込みの金額しか記載されていない場合は、当該金額を 1.1 で割り戻した金額を申請してください。

(問-21) 空気清浄機及びエアコンは対象となるか

ウイルス除去機能や加湿機能等、コロナウイルス感染症対策として有効と認められる機能が付いていれば対象となります。

(問-22) リース代は対象か。

補助対象期間内に支払が完了しているものに限り、対象となります。

例えば、12 月賃借分を補助対象として計上する際は、12 月末日までに支払が完了している必要があります。